



2021年7月15日

各位

会社名 株式会社 トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 COO 清水 大輔
(コード番号 7640・東証 第1部)
問合せ先 取締役財務部長 CFO 吉田 勝一
TEL 025-232-0008
<https://www.topculture.co.jp>

第三者割当によるA種優先株式及びB種優先株式の発行、
資本金及び資本準備金の額の減少
並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年7月15日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、次の①から③までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社Da I及び株式会社日本政策投資銀行（以下「本A種優先株式割当予定先」といいます。）に対し、総額1,500,000,000円のA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下「本A種優先株式第三者割当」といいます。）
- ② カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「本B種優先株式割当予定先」といいます。）に対し、総額600,000,000円のB種優先株式（以下「B種優先株式」といい、A種優先株式とあわせて、以下「本優先株式」と総称します。）を、第三者割当の方法により発行すること（以下「本B種優先株式第三者割当」といい、本A種優先株式第三者割当とあわせて、以下「本優先株式第三者割当」と総称します。）
- ③ 2021年8月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、(i)本優先株式第三者割当、(ii)本優先株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）及び(iii)本優先株式の発行前に計上されている資本準備金の2,303,691,500円を、その他資本剰余金に振り替えること(iv)本優先株式第三者割当の払込みを停止条件として、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること

（なお、開催日時等の詳細については、本日付の当社リリース「臨時株主総会の開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。）

当社では、動画配信サイトの隆盛や、コロナ禍の影響も含めた昨今のレンタル業界の経営環境を鑑み、上記の資金調達を実施することで、アフターコロナを展望しつつ、事業面の課題について抜本的な対策を行い、さらなる事業の発展を行っていく所存でございます。

I. 本優先株式第三者割当について

1. 募集の概要

(1) A種優先株式

①	払込期日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
②	発行新株式数	A種優先株式 15,000株
③	発行価格	1株につき100,000円
④	調達資金の額	1,500,000,000円
⑤	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社Da Iに12,000株、株式会社日本政策投資銀行に3,000株、A種優先株式を割当てます。
⑥	普通株式の当初 転換価額	350円
⑦	その他	詳細は別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。 なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本優先株式第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

(2) B種優先株式

①	払込期日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
②	発行新株式数	B種優先株式 6,000株
③	発行価格	1株につき100,000円
④	調達資金の額	600,000,000円
⑤	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に、全てのB種優先株式を割当てます。
⑥	普通株式の当初 転換価額	350円
⑦	その他	詳細は別紙2「B種優先株式発行要項」をご参照ください。 なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本優先株式第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループの店舗は「日常的エンターテイメントに関する商品・情報・サービスを一元的に扱う複合店舗」という特徴を持っていることから、その競合対象は一般の小売店のみならず、インターネットを含む通信販売やコンテンツ配信を始めとする国内外の小売り・サービスなど大小多岐にわたっております。こうした環境の中、当社グループの店舗にはこれまで以上に迅速な変化対応と付加価値の高いサービスの提供が求められており、この認識に立ち、当社グループは、2020年10月期より、成長戦略とともに事業運営上大きな課題となっていたレンタル事業からの転換戦略も検討してまいりました。2020年10月期においてはライフスタイル提案を強化した結果、主力である書籍や特撰雑貨・文具の売上高が好調でしたが、レンタル事業は売上高が想定以上に減少した結果、グループ全体の売上高は前年同期比96.6%の30,127百万円と減収となりましたが、店舗の運営力・収益力を強化

し経常利益 476 百万円（前年同期比 308.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益 371 百万円（前年同期比 273.1%）と増益となりました。その結果、純資産は 3,646 百万円となりました。その後、レンタル事業からの撤退について F C 本部と契約満了前での撤退における条件交渉を重ねてまいりました。あわせて当社において撤退後の事業計画を策定し、既存事業の拡大や新規ビジネスの創出などを計画し実行する予定であります。また、これらの施策を支える財務面において、自己資本の充実を図り、レンタル事業からの転換時におけるコストの支払いに備えることが安定的な事業運営を行うために不可欠であると判断いたしました。

以上により、当社は本優先株式第三者割当を実施することといたしました。

（2）本優先株式第三者割当を選択した理由

当社は、資金調達に向けて、割当予定先やお取引金融機関との協議、リーガル・アドバイザーやファイナンシャル・アドバイザーからの助言も踏まえて、借入やエクイティ・ファイナンス等の具体的な方法について様々な選択肢を検討してまいりました。現在の財務状況を踏まえ、今後の事業計画実施のためには自己資本の維持・増強が必要という観点から、レンタル事業転換に必要な資金の調達を目的とした優先株式による第三者割当増資を検討してまいりました。

また、当社普通株式の株価水準や株式流動性に鑑みると、普通株式による公募増資では今回の発行予定額の確保に不確実性が高く、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。また普通株式による第三者割当増資は、割当先や引受額の検討において、実現可能性が低いと判断いたしました。かかる検討の結果、優先株式による第三者割当増資によれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先との交渉の過程で、発行予定額の確保が見込めると判断したこと、並びに一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応し得ることから、優先株式による資金調達を採用いたしました。

なお、本優先株式第三者割当は、優先株式の普通株式への転換請求の行使により、株主の皆様にとっては、下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり最大 81.07%の株式の希薄化（最大 85.14%の議決権の希薄化）が生じる恐れがありますが、普通株式への転換請求権が一定程度抑制された内容であること、昨今のメザンマーケットにおける調達環境を踏まえると、本優先株式の配当率が妥当な水準にあること（なお、本優先株式の優先配当率については、A種優先株式とB種優先株式の金銭対価の転換請求権や、普通株式への転換請求権の違いを加味し、特にA種優先株式の優先配当率については、割当予定先である株式会社Da Iの資金調達事情も考慮しつつ、株式会社Da I及び株式会社日本政策投資銀行と交渉した結果をもとに、配当率を設定しております。）、当社が直面している経営環境への迅速な対応及び財務体質の抜本的な改善により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

3. 本優先株式の概要

（1）A種優先株式

①優先配当

A種優先株式の優先配当率は、年8%に設定されており、A種優先株主及びB種優先株主は、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種優先株主は、当該優先配当を超えて配当を受け取ることはできません。

②普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されています。A種優先株式発行要項において、A種優先株主は、いつでも当社の普通株式を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることとしています。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる数を、下記で定める取得価額で除して得られる数とします。

（転換価額）

- ・当初転換価額：350円
- ・修正条項：転換価額は2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日（以下、本項において、それぞれ「転換価額修正日」といいます。）にその時の時価（〔転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値〕×95%）に修正されます。但し、修正の下限は当初転換価額の50%とします。

なお、本A種優先株式割当予定先は、当社との間で2021年7月15日付で締結した株式投資契約（以下「本A種優先株式第三者割当契約」といいます。）において、A種優先株式にかかる金銭対価取得請求権の発生した日から6ヶ月が経過した場合、2027年2月28日を経過した場合、剰余金の配当が2事業年度を通じて一度も行われなかった場合等に限り、普通株式を対価とする取得請求権の行使を行うことができる旨を合意しています。

③金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されています。A種優先株式発行要項において、A種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとしています。なお、この金銭を対価とする取得請求権が行使された場合の償還価額は、払込金額についてA種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額とし、分配可能額を限度としております。

なお、本A種優先株式割当予定先は、当社との間で締結した本A種優先株式第三者割当契約において、2026年8月31日までの間は、金銭を対価とする本優先株式の取得請求を行うことはできないこととしております。ただし、当社の2022年10月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日をA種強制償還日として当該時点における本優先株式の全部についてA種強制償還をしたと仮定した場合のA種強制償還価額の合計額以下になった場合、当社の2021年10月末日及びそれ以降の各事業年度末日の単体又は連結の損益計算書における経常損益が2事業年度連続で赤字となった場合等に限り、2026年8月31日以前であっても、金銭を対価とする取得請求権の行使を行うことができる旨を合意しています。

④金銭を対価とする取得条項（強制償還）

A種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されています。A種優先株式発行要項において、A種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができることとしています。なお、この金銭を対価とする取得条項によりA種優先株式を取得する場合の償還価額は、払込金額について、A種優先株式の発行日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算をして算出される金額から、支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間の優先配当率を適用し、複利計算して調整した額）を控除した金額とし、発行会社の分配可能額を限度としております。

なお、当社は、本A種優先株式割当予定先との間で締結した本A種優先株式第三者割当契約において、金銭を対価とする取得条項に基づくA種優先株式の取得にかかる条件として、主に以下の制限を定めることで合意しております。

- ・2022年2月28日以降であること。
- ・A種強制償還日においてA種強制償還価額に相当する金銭を保有していないときは、A種強制償還日を定めることはできない。
- ・金銭を対価とする本優先株式の全部又は一部の取得は、引受人による金銭を対価とする取得請求権の行使及び普通株式を対価とする取得請求権の行使に優先する。

⑤議決権及び譲渡制限

A種優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(2) B種優先株式

①優先配当

B種優先株式の優先配当率は、年1.0%に設定されており、B種優先株主及びA種優先株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、B種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。B種優先株主は、当該優先配当を超えて配当を受け取ることはできません。

②普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

B種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されています。B種優先株式発行要項において、B種優先株主は、2024年9月1日から2024年11月30日まで、2025年9月1日から2025年11月30日まで、2026年9月1日から2026年11月30日までのいずれかの日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合のみ、当社の普通株式を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることとしています。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる数を、下記で定める取得価額で除して得られる数とします。

(転換価額)

- ・当初転換価額：350円

③金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されています。B種優先株式発行要項において、B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く）が存しない時に限り、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを、当社に対して請求できることとしています。なお、この金銭を対価とする取得請求権が行使された場合の償還価額は、分配可能額の80%の範囲内において、「B種払込金額+B種累積未払配当金額+B種日割未払優先配当金額」で算出される額とします。

④金銭を対価とする取得条項（強制償還）

B種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されています。B種優先株式発行要項において、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く）が存しない時に限り、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、の金銭を交付することができることとしています。

なお、この金銭を対価とする取得条項が行使された場合の強制償還価額は、分配可能額を限度として、「B種払込金額の2倍の金額+B種累積未払配当金額+B種日割未払優先配当金額」で算出される額とします。

⑤議決権及び譲渡制限

B種優先株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(3) 本優先株式第三者割当による資金調達方法の選択理由

当社は、数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社の事業計画の遂行に資する実現性の高い資金調達手法かどうか、資本政策の柔軟性が確保されているかどうか、また、既存株主の皆様への利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載したA種優先株式及びB種優先株式の特徴を踏まえ、当社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

①A種優先株式及びB種優先株式の特徴

- ・ A種優先株式及びB種優先株式については、いずれも普通株式を対価とする取得請求権が付されているものの、A種優先株式割当予定先は、本A種優先株式第三者割当契約において、2027年2月28日を経過した場合、及び金銭による剰余金の配当が2事業年度を通じて一度も行われなかった場合等に限り、普通株式を対価とする取得請求権の行使を行うことができる旨を合意しており、またB種優先株式については、2024年9月1日から2024年11月30日まで、2025年9月1日から2025年11月30日まで、2026年9月1日から2026年11月30日までのいずれかの日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合のみ、B種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することができ、かつ、A種優先株式及びB種優先株式のいずれについても、かかる取得請求権の請求にあたっての転換価額の下限や現金を対価とする取得条項が付されているため、希薄化について一定程度の配慮がされていること
- ・ 昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、A種優先株式とB種優先株式の金銭対価の転換請求権や、普通株式への転換請求権の違いを加味した本優先株式の配当率が妥当な水準にあること
- ・ 財務体質の強化により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること
- ・ A種優先株式及びB種優先株式について、いずれも金銭を対価とする取得請求権が付されているものの、A種優先株式については、A種優先株式の発行日から5年を経過したとき、2022年10月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金の分配可能額が、当該事業年度末日をA種強制償還日として当該時点における本優先株式の全部についてA種強制償還をしたと仮定した場合のA種強制償還価額の合計額以下になったとき、2021年10月末日及びそれ以降の各事業年度末日の単体または連結の損益計算書における経常損益が2事業年度連続で赤字となったとき、払込期日において本A種優先株式第三者割当契約に定める本優先株式の払込の前提条件のいずれかが成就していなかったことが判明したとき等の場合限り、行使可能であること、また、B種優先株式については、B種優先株式の発行日から7年経過し、かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く）が存しない場合に限り、行使可能であることから、いずれも、短期間での行使は想定されていないこと

- ・ A種優先株式及びB種優先株式については、いずれも、株主総会における議決権が付与されておらず、株主構成に直ちに影響を与えるものではないこと

② A種優先株式及びB種優先株式の留意事項

A種優先株式及びB種優先株式には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ・ A種優先株式及びB種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権が全て行使された場合には、最大81.07%の株式の希薄化（最大85.14%の議決権の希薄化）が生じること（A種優先株式及びB種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を当初転換価額又は下限転換価額で除した数として算出しております。）
- ・ A種優先株式及びB種優先株式の配当支払及び金銭を対価とする取得請求に伴い、一定のキャッシュフローの流出が見込まれること

③他の資金調達方法との比較

当社は、A種優先株式及びB種優先株式の割当を選択するにあたり、他の調達方法も検討しましたが、以下の理由から他の調達方法は適切でないと判断しました。

- ・ 公募増資又は第三者割当による新たな普通株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たりの利益の希薄化をも直ちに引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本スキームにおいては、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。
- ・ 社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれ、安定的に事業戦略を推進したいという当社のニーズに合致しません。一方、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこととなります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,100百万円
② 発行諸費用の概算額	71百万円
③ 差引手取概算額	2,028百万円

(注) 1 払込金額の総額は、A種優先株式の払込価格総額1,500,000,000円、B種優先株式の払込価額総額600,000,000円を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、弁護士費用、A種優先株式及びB種優先株式に係る価値評価費用、並びにその他事務費用（払込取扱銀行手数料、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等）の合計であります。

3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途（A種優先株式及びB種優先株式）

具体的な使途	金額	支出予定時期
レンタル事業からの転換にともなう支払資金	2,100百万円	2021年8月～2021年9月

(注) 1 当社は、本優先株式第三者割当後直ちに、法令に従い、本優先株式第三者割当に基づく払込後の資本金の額を1,050,000,000円減少させて2,007,370,000円に、本優先株式第三者割当に基づく払込後の資本準備金の額を3,353,691,500円減少させて0円にし、減少させた資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替える予定です。

2 上記資金については、実際に支出するまで、銀行口座にて管理いたします。

- 3 当社は、本A種及びB種優先株式第三者割当に係る払込みによって調達する資金を、直ちに支払に充てることから、手許資金の増加はありません。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

(レンタル事業からの転換にともなう支払資金)

本A種優先株式およびB種優先株式の第三者割当に係る払込金額は、レンタル事業からの転換にともない発生するコストの支払資金に充当します。

事業転換を速やかに実行し、書店事業や特撰雑貨・文具等の販売及び新規事業に資源を集中し、財務基盤を強化してまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

第三者割当によるA種及びB種優先株式の発行については、当社が事業を運営するうえで、必要最小限の資本の増加を目的とすることに加え、経営構造改革に必要な資金として調達するものであり、資金使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期す目的で、当社及び本優先株式割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳／山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、本優先株式の価値算定を依頼し、同社より本優先株式の価値算定書（以下「本優先株式算定書」といいます。）を取得しております。

当該機関は、本優先株式の株式価値算定にあたって、本優先株式の発行要項その他の諸条件を考慮し、一般的な価値算定モデルである二項格子モデルによる評価手法を採用して、本優先株式の価値を算定しております。本優先株式算定書において、2021年7月14日を基準として算定された本優先株式の価値は、A種優先株式1株当たり97,236円～102,468円、B種優先株式1株当たり86,496円～103,967円となっております。

本優先株式について、本優先株式の1株あたり払込金額は、上記赤坂国際会計による本優先株式算定書における評価額レンジ内の金額であること、本優先株式の発行条件は、当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、割当予定先との間で、慎重に交渉及び協議を通じて決定されていること等を総合的に勘案し、本優先株式の発行は有利発行には該当しないと判断しているものの、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、本優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、本優先株式を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員も、本優先株式の払込金額は、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本優先株式の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額である本優先株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断しています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、A種優先株式の全部について当初転換価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式4,285,714株が交付され、その議決権数は42,857個となります(2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対する比率は33.78%、議決権総数120,803個に対する比率は35.48%)。また、A種優先株式の全部について下限転換価額(当初転換価額の50%)にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式8,571,428株が交付され、その議決権数は85,714個となります(2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対する比率は67.56%、議決権総数120,803個に対する比率は70.95%)。

B種優先株式については、2024年9月1日から2024年11月30日まで、2025年9月1日から2024年11月30日まで、2026年9月1日から2026年11月30日までのいずれかの日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合に限り普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、B種優先株式の全部について当初転換価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式1,714,285株が交付され、その議決権数は17,142個となります(2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対する比率は13.51%、議決権総数120,803個に対する割合は14.19%)。

なお、交付される普通株式の数については、A種優先株式及びB種優先株式に優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を当初転換価額又は下限転換価額で除した数として算出しております。

以上より、A種優先株式の下限転換価額およびB種優先株式の当初転換価額による転換が行われた場合の潜在株式数を合計した希薄化率は、2021年4月30日現在の当社の発行済株式総数12,688,000株に対して81.07%、議決権総数120,803個に対して85.14%となり、本優先株式第三者割当により希薄化が生じます。

一方で、当社が上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」で記載した資金を得ることは、当社の自己資本を強固にし、取引先及びお取引金融機関からの更なる信頼の獲得、事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に大幅な希薄化は生じるものの、当社財務体質の再構築及び成長分野への投資や構造改革を通じて、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。また、A種優先株式には普通株式による取得請求権に係る転換価額の下限が設定されていること、A種優先株式及びB種優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、A種優先株式及びB種優先株式を当社が強制償還することで、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計となっていることよって、株式発行を行わないようにすることが可能であること等から、本優先株式第三者割当に伴う希薄化の規模は合理的であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	株式会社Da I
②	所 在 地	新潟県新潟市西区五十嵐三の町南3番26号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清水大輔
④	事 業 内 容	有価証券の保有、運用
⑤	資 本 金	1百万円
⑥	設 立 年 月 日	2021年7月7日
⑦	発 行 済 株 式 数	20株
⑧	決 算 期	3月31日

⑨	従業員数	(連結) 4人
⑩	主要取引先	—
⑪	大株主及び持株比率	株式会社ヒーズ 100%
⑫	当事会社間の関係	
	資本関係	株式会社Da Iの親会社である株式会社ヒーズは、当社普通株式 2,623千株(発行済株式総数の21.71%)を保有しております。
	人的関係	当社代表取締役社長COO清水大輔は、割当予定先の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	人的関係に記載する関係から、関連当事者に該当します。

※割当予定先である株式会社Da Iは、会社設立日が2021年7月7日であり、最近3年間の経営成績及び財政状態は存在しないため記載していません。

※なお、割当予定先の代表者に対する面談等を通じ、割当予定先及びその出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

①	名称	株式会社日本政策投資銀行		
②	所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡辺一		
④	事業内容	金融保険業		
⑤	資本金	1,000,424百万円		
⑥	設立年月日	2008年10月1日		
⑦	発行済株式数	(連結) 43,632,360株		
⑧	決算期	3月31日		
⑨	従業員数	(連結) 1,781人		
⑩	主要取引先	—		
⑪	大株主及び持株比率	財務大臣 100%		
⑫	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社と割当先との間で預金取引・銀行借入等の金融取引があります。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑬	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
	連結純資産	3,296,345百万円	3,434,054百万円	3,703,415百万円
	連結総資産	17,079,580百万円	17,693,665百万円	21,221,829百万円
	1株当たり	63,769.82円	63,755.66円	64,719.67円

連 結 純 資 産			
連 結 経 常 収 益	301,204 百万円	289,144 百万円	269,462 百万円
連 結 経 常 利 益	128,133 百万円	78,992 百万円	73,096 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	91,936 百万円	50,456 百万円	45,246 百万円
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益	2,080.56 円	1,075.90 円	867.21 円
1 株 当 た り 配 当 金	482 円	228 円	186 円

※ 株式会社日本政策投資銀行は、関東財務局に提出した有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢の整備の状況」において、「反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然として対処し、一切の関係を遮断する。」旨の基本方針を定め、この基本方針の下、対応統括部を設置し、社内規程の整備や研修実施等の体制を整備しています。」と述べています。当社は、当該内容を確認し、株式会社日本政策投資銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

① 名 称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社		
② 所 在 地	東京本社 東京都渋谷区南平台町 16-17 大阪本社 大阪府枚方市岡東町 12-2		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO 増田 宗昭		
④ 事 業 内 容	TSUTAYA、蔦屋書店、Tカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社		
⑤ 資 本 金	100 百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	1980 年 1 月 31 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式 170,930,414 株		
⑧ 決 算 期	3 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	(単体) 4,559 人		
⑩ 主 要 取 引 先	一般個人及び法人		
⑪ 大株主及び持株比率	増田 宗昭 50.10%		
⑫ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社第 2 位の大株主（持株比率 20.00%）であります。（2021 年 6 月 30 日現在）		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社と割当先との間で FC 契約に基づくロイヤリティの支払い等の取引があります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑬ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期
連 結 純 資 産	96,539 百万円	84,905 百万円	71,366 百万円
連 結 総 資 産	388,459 百万円	355,284 百万円	354,517 百万円

連 結 売 上 高	360,657 百万円	353,264 百万円	298,259 百万円
連 結 経 常 利 益	19,651 百万円	12,695 百万円	4,235 百万円
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 (△ 損 失)	2,435 百万円	1,938 百万円	△16,332 百万円

※なお、割当予定先の代表者に対する面談等を通じ、割当予定先及びその出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

A種優先株式については、株式会社Da Iは、当社の大株主の100%子会社であるため、当社グループの経営状況及び成長戦略を深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として選定いたしました。株式会社日本政策投資銀行は、当社のお取引金融機関であり、当社グループの財務状況等について深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として選定いたしました。

B種優先株式については、当社の主要お取引であり大株主、かつフランチャイズ加盟本部として当社グループの経営状況等について深くご理解いただくとともに、当社グループの事業内容及び将来性を適切にご評価いただくことが可能な候補先として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

各割当予定先におけるA種優先株式、B種優先株式又は本新株予約権の保有方針は、以下のとおりです。

株式会社Da I： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

株式会社日本政策投資銀行： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社： 中期的に保有する方針であり、普通株式を対価とする取得請求権の行使については、株価への影響を考慮し、小規模に行う予定であると認識しております。

なお、譲渡によるA種優先株式及びB種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は本優先株式第三者割当に係る各割当予定先が払込期日から2年間において、割当株式であるA種優先株式又はB種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先について、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭にて得ております。株式会社日本政策投資銀行及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社については、財務諸表等により十分な現預金を保有していることを確認しております。また、株式会社Da Iについては、A種優先株式の発行に係る払込みに要する資金調

達の手筈が整っていることを、資金調達予定先からの株式会社Da Iに対する資金調達に関する意向書等にて確認いたしました。したがって、本優先株式第三者割当に係る各割当予定先によるA種及びB種優先株式の発行に係る払込みに要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本優先株式割当予定先との間において、本優先株式の転換により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前 (2021年4月30日現在)		募集後
株式会社ヒーズ	21.71%	同左
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	20.00%	
清水 秀雄	5.60%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.92%	
清水 大輔	2.43%	
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/ CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1.60%	
トップカルチャー従業員持株会	1.46%	
株式会社第四北越銀行	1.35%	
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1.10%	
(株)日本カストディ銀行 (信託口5)	0.90%	

(2) A種優先株式

募集前 (2021年4月30日現在)	募集後	
該当なし	株式会社Da I	80%
該当なし	株式会社日本政策投資銀行	20%

(3) B種優先株式

募集前 (2021年4月30日現在)	募集後	
該当なし	カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社	100%

9. 今後の見通し

本優先株式第三者割当により、当社の財務体質の安定化と業務継続のために必要な資金の調達が可能となります。なお、本日付で「業績予想に関するお知らせ」を公表しておりますが、本優先株式第三者割当による業績への影響については、その他の要因等を含め精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2018年10月期	2019年10月期	2020年10月期
連結売上高	32,257百万円	31,185百万円	30,127百万円
連結営業利益（△損失）	△1,132百万円	174百万円	436百万円
連結経常利益（△損失）	△1,199百万円	154百万円	476百万円
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	△1,384百万円	135百万円	371百万円
1株当たり当期純利益（△損失）	△114.76円	12.44円	29.31円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結当期純利益（△損失）	△114.56円	11.25円	30.73円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年7月15日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,688,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	24,432株	0.19%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年10月期	2019年10月期	2020年10月期
始 値	514円	379円	338円
高 値	514円	388円	435円
安 値	352円	244円	211円
終 値	379円	341円	369円

② 最近6ヶ月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	349 円	351 円	356 円	348 円	345 円	349 円
高 値	355 円	375 円	362 円	353 円	356 円	354 円
安 値	348 円	349 円	348 円	334 円	336 円	345 円
終 値	351 円	357 円	348 円	345 円	349 円	347 円

(注) 2021年7月については、同年7月14日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年7月14日
始 値	349 円
高 値	350 円
安 値	347 円
終 値	347 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

12. 発行要項

別紙1「A種優先株式発行要項」、別紙2「B種優先株式発行要項」をご参照ください。

13. 本優先株式第三者割当の日程

2021年7月15日(木) 第三者割当に係る取締役会決議

本臨時株主総会への本優先株式第三者割当に関する議案付議に係る取締役会決議

2021年8月27日(金) 本臨時株主総会決議(予定)

2021年8月27日(金) A種優先株式及びB種優先株式の払込期間

～2021年8月31日(火) (※上記にかかわらず、本優先株式割当予定先との間では、2021年8月31日に払込みを行うことを予定しています。)

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、A種優先株式及びB種優先株式に関する定款規定を新設するものです。定款変更については、本臨時株主総会において、本優先株式第三者割当、本資本金等の額の減少の承認が得られることを条件とします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3のとおりです。

3. 定款変更の日程

- 2021年7月15日(木) 定款変更に係る取締役会決議
本臨時株主総会への定款変更に関する議案付議に係る取締役会決議
- 2021年8月27日(金) 本臨時株主総会決議(予定)
定款変更の効力発生日(予定)

Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えます。なお、資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本優先株式第三者割当後の資本金の額3,057,370,000円を1,050,000,000円減少して、2,007,370,000円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本優先株式第三者割当後の資本準備金の額3,353,691,500円を3,353,691,500円減少して、0円とする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程(予定)

- 2021年7月15日(木) 資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議本臨時株主総会への資本金の額及び資本準備金の額の減少に関する議案付議に係る取締役会決議
- 2021年7月27日(火) 債権者異議申述公告(予定)
- 2021年8月26日(木) 債権者異議申述最終期日(予定)
- 2021年8月27日(金) 本臨時株主総会決議(予定)
- 2021年8月31日(火) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日(予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

別紙1 A種優先株式発行要項

A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社トップカルチャー A種優先株式
2. 募集株式の数	15,000株
3. 払込金額	1株につき100,000円
4. 払込金額の総額	1,500,000,000円
5. 増加する資本金の額	750,000,000円 (1株につき50,000円)
6. 増加する資本準備金の額	750,000,000円 (1株につき50,000円)
7. 払込期日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
8. 割当先/株式数	株式会社日本政策投資銀行に3,000株、株式会社DaIに12,000株を、それぞれ割り当てる。

A種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記17.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記9.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足

	額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記17. (1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記17. (2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	
①基本残余財産分配額	A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。
②控除価額	上記10. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記12. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記10. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。
(3) 非参加条項	A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	

①基本償還価額	<p>A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。</p> <p>（基本償還価額算式） 基本償還価額＝100,000円×(1+0.08)^{m+n/365}</p> <p>払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p>
②控除価額	<p>上記12.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記12.(2)①に定める基本償還価額から控除する。</p> <p>（控除価額算式） 控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×(1+0.08)^{x+y/365}</p> <p>償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(3) 償還請求受付場所	株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	<p>当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。</p>
(2) 強制償還価額	
①基本強制償還価額	A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。
②控除価額	上記13.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記12.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記13.(2)①に定める基本強制償還価額から控

		<p>除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記 13. (2)①に定める基本強制償還価額から控除する。</p>
<p>14. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）</p>		
(1) 転換請求権の内容	<p>A 種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社が A 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記 14. (2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を A 種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記 14. (2)の算定方法に従い、A 種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った A 種優先株主に対し会社法第 167 条第 3 項に定める金銭を交付することを要しない。</p>	
(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法	<p>①当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>（算式） A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 ＝A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 ×上記12. (2)①に定める基本償還価額相当額から上記12. (2)②に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。） ÷転換価額</p> <p>②転換価額</p> <p>イ 当初転換価額 当初転換価額は、350円とする。</p> <p>ロ 転換価額の修正 転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p> <p>上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>ハ 転換価額の調整 (a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合</p>	

は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償

割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）

の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 譲渡制限	譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。
17. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金（B種優先株式発行要項9.(3)に定義される「優先配当金」をいう。以下同じ。）、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金（B種優先株式発行要項9.(5)に定義される「累積未払優先配当金」をいう。以下同じ。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。
(2) 残余財産の分配	A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。
(3) 比例按分	当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

別紙2 B種優先株式発行要項

B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社トップカルチャー B種優先株式
2. 募集株式の数	6,000株
3. 払込金額	1株につき100,000円
4. 払込金額の総額	600,000,000円
5. 増加する資本金の額	300,000,000円 (1株につき50,000円)
6. 増加する資本準備金の額	300,000,000円 (1株につき50,000円)
7. 払込期日	2021年8月31日又は株主総会で別途定める日
8. 割当先/株式数	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に6,000株を割り当てる。

B種優先株式の内容

9. 剰余金の配当	
(1) 期末配当の基準日	当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
(2) 期中配当	当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。
(3) 優先配当金	当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記17. (1)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、下記9. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
(4) 優先配当金の額	B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。
(5) 累積条項	ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先

	配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記17. (1)に定める支払順位に従い、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。
(6) 非参加条項	当社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、上記9. (4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
10. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記17. (2)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、下記10. (2)に定める金額を支払う。
(2) 残余財産分配額	B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び下記10. (3)に定める日割未払優先配当金を加えた額とする。ただし、本10. (2)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払優先配当金を計算する。なお、残余財産分配額に、各B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(3) 日割未払優先配当金	B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記9. (4)に従い計算される優先配当金相当額とする（以下、B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金を「日割未払優先配当金」という。）。
(4) 非参加条項	B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権	B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）	
(1) 償還請求権の内容	B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額の80%の範囲内において、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主に対して、下記12. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額の80%の範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 償還価額	B種優先株式1株当たりの償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本12. (2)においては、上記10. (3)に定める日割未払優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。
(3) 償還請求受付場所	株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生	償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。
13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）	
(1) 強制償還の内容	当社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。
(2) 強制償還価額	B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本13.(2)においては、上記10.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。
14. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）	
(1) 転換請求権の内容	<p>B種優先株主は、以下の各号の日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合、法令上可能な範囲内で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記14.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記14.(2)の算定方法に従い、B種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったB種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。</p> <p>①2024年9月1日から2024年11月30日まで ②2025年9月1日から2025年11月30日まで ③2026年9月1日から2026年11月30日まで</p>
(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法	<p>①当社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>（算式） B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 ＝B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数 ×上記12.(2)に従い計算される償還価額相当額（ただし、償還価額相当額は、「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。） ÷転換価額</p> <p>②転換価額 イ 当初転換価額 当初転換価額は、350円とする。</p>

ロ 転換価額の調整

- (a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価））÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記

(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当て

の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(iii)その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
(3) 転換請求受付場所	株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(4) 転換請求の効力発生	転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
15. 株式の併合又は分割等	法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
16. 譲渡制限	譲渡によるB種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。
17. 優先順位	
(1) 剰余金の配当	A種優先株式の優先配当金（A種優先株式発行要項9.(3)に定義される「優先配当金」をいう。以下同じ。）、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金（A種優先株式発行要項9.(5)に定義される「累積未払優先配当金」をいう。以下同じ。）、B種優先株式の累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。
(2) 残余財産の分配	A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。
(3) 比例按分	当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

別紙3 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
<p>(前略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,472,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,493,000株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>33,472,000株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>15,000株</u>、B種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>6,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき1株とする。</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> <u>第10条の2 当社は、第38条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をすることは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第10条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</u></p> <p><u>2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。</u></p> <p><u>3 当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金（第10の3に定めるA種期中優先配当金を含む。）及び累積未払A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>（A種期中優先配当金）</u></p> <p><u>第10条の3 当社は、第38条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以</u></p>
-------------	---

<p>(新設)</p>	<p>外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p>第10条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第10条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間</p>
-------------	---

<p>(新設)</p>	<p><u>に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</u></p> <p><u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>（金銭を対価とする償還請求権）</u></p> <p><u>第10条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的方法により取得株式数を決定する。</u></p> <p><u>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。</u></p> <p><u>（基本償還価額算式）</u></p>
-------------	---

(新設)	<p><u>基本償還価額 = 100,000円 × (1 + 0.08)^{m+n/365}</u></p> <p><u>払込期日 (同日を含む。) から償還請求日 (同日を含む。) までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1 + 0.08)」の指数を表す。</u></p> <p><u>(控除価額算式)</u></p> <p><u>控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.08)^{x+y/365}</u></p> <p><u>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金 (償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。) の支払金額とする。</u></p> <p><u>償還請求前支払済優先配当金の支払日 (同日を含む。) から償還請求日 (同日を含む。) までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1 + 0.08)」の指数を表す。</u></p> <p><u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社の定める償還請求受付場所に到着したときに発生する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第10条の6 当社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日 (以下、本条において「強制償還日」という。) の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、第10条の5に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額 (ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項</u></p>
------	--

(新設)

に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第10条の7 A種優先株主は、いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求（以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。

2 取得と引換えに交付すべき財産

（1）本条に基づき、当会社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数
= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×第10条の5第2項に定める基本償還価額相当額から同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償

還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われたA種優先配当金(転換請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は350円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際

して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(i)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(i)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券

若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断

(新設)	<p>するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、A種優先株式に係る転換請求書が当社の定める転換請求受付場所に到着したときに発生する。</p> <p>(議決権)</p> <p>第10条の8 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
------	--

(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第10条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(A種優先株式に係る譲渡制限)</u></p> <p><u>第10条の10 当社のA種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>第2章の3 B種優先株式</u></p> <p><u>(B種優先配当金)</u></p> <p><u>第10条の11 当社は、第38条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするとき、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第10条の12に定めるB種期中優先配当金を支払う</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>たときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2 ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3 当社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金（第10の12に定めるB種期中優先配当金を含む。）及び累積未払B種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>（B種期中優先配当金）</p> <p>第10条の12 当社は、第38条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第10条の20に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小</p>
-------------	--

	<p>数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第10条の13</u> 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、<u>第10条の20</u>に定める支払順位に従い、<u>B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金(ただし、残余財産分配日が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われぬものとみなして計算する。)</u>及び<u>日割未払B種優先配当金(残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日としてB種期中優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第10条の12に従い計算されるB種期中優先配当金相当額をいう。以下同じ。)</u>を加えた金額を支払う。なお、当該金額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>2 B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする償還請求権)</u></p> <p><u>第10条の14</u> B種優先株主は、<u>2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行</u></p>

(新設)

済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社に対し、分配可能額の80%を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2 B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種優先株式1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金及び日割未払B種優先配当金（ただし、第10条の13第1項に定める日割未払B種優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて計算する。）を加えた額とする。

3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が当社の定める償還請求受付場所に到着したときに発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第10条の15 当社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種優先

<p>(新設)</p>	<p>株式1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払B種優先配当金及び日割未払B種優先配当金(ただし、第10条の13第1項に定める日割未払B種優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。)を加えた額とする。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の16 B種優先株主は、2024年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)まで、2025年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)まで又は2026年9月1日(同日を含む。)から同年11月30日(同日を含む。)までの期間中いつでも、本条所定の条件に従って、当会社に対し、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求(以下本条において「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。</p> <p>2 取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>(1) 本条に基づき、当会社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p>(算式)</p> <p>B種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p> <p>= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数×第10条の14第2項に従い計算される取得価額相当額(ただし、取得価額相当額は、「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。)÷転換価額</p>
-------------	---

(2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は350円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×(既発行普通株式数+((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価))÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とす

る場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の評価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の評価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(i)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

	<p><u>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</u></p> <p><u>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式等の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(iv) 普通株式の併合をする場合</u></p> <p><u>調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p> <p><u>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出</u></p>
--	--

し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本条第1項に基づく転換請求の効力は、B種優先株式に係る転換請求書が当会社の定める転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第10条の17 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>第10条の18 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(B種優先株式に係る譲渡制限)</u></p> <p><u>第10条の19 当社のB種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>第2章の4 優先順位</u></p> <p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第10条の20 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金及び累積未払B種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。</u></p> <p><u>2 A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払</u></p>

	<p><u>順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p><u>3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u></p>
(中略)	(中略)
(新設)	<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p><u>第16条の2 本章の規定は、種類株主総会について準用する。</u></p>
(後略)	<u>(後略)</u>